

2023年6月13日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 Platform Design 部門担当
石 亀 幸 大
(TEL. 03-3740-4011)

再発防止策に関するお知らせ

当社は、2023年5月8日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会より調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしました。当社は、本調査報告書において指摘された事項および再発防止のための提言を踏まえ、当社における再発防止策（以下「本再発防止策」といいます。）について、具体的に検討してまいりました。

本調査報告書では、調査対象である事案の発生原因の分析に加え、当社が2018年・2020年の過去2度にわたる不適切な会計処理に関する調査を行い、再発防止策を講じていたなかで、今回の不適切会計処理（以下「本件不適切会計処理」といいます。）を招いた原因として、当社の内部統制およびガバナンス上の問題が指摘されております。

当社は本調査報告書において指摘された事項および再発防止策のための提言を真摯に受け止め、当社の内部統制およびガバナンス上の問題をあらためて認識し、内部統制およびガバナンス体制の強化を当社の最重要課題と位置づけております。この課題に対処するために、有効性・実効性の高い再発防止策を策定すべく、取締役会において徹底的に協議を行い、本日開催の取締役会において再発防止策を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第1線における統制の強化

(1) 不正リスクを十分に念頭においた販売業務プロセスにおける内部統制の再構築

ア 一人制の案件を生じさせない案件管理の徹底

ー一人制を生じさせない仕組みの明確化と厳格な運用ー

当社商品・サービスのうち、契約内容や価格体系が一律に定められていない受託案件においては、各案件の個別性が高く、契約や納品すべき成果物に関する情報が案件に関わっていない者からはわかりにくいケースがあることから、各案件を2人以上の者が担当することを社内規程等に明記し、その運用の厳格化を図り、牽制機能を働かせます。

具体的には、当社として受注を承認する段階において、1案件につき2名以上の担当者が任命され、販売管理システムに当該担当者が登録されるべきことを2023年7月末日までに社内規程等に明記し同年8月1日より運用を開始いたします。

また、営業部門のレポートラインにおいて承認された見積に基づいて案件を受注するにあたり、営業部門のレポートラインだけではなく、組織横断的に販売プロセスのチェック機能を果たす組織による承認を要するものとしたします。なお、この、組織横断的にチェック機能を果たす組織については、2023年1月に設置をしており、販売プロセスにおけるチェック機能の強化を担い、活動をしております。

イ 顧客担当者のローテーション制の導入

－特定の顧客の担当を継続する期間の上限の設定－

特定の顧客を長期にわたり同一の者が担当することがないように、顧客担当の継続期間に上限を設けるローテーション制を導入し、運用いたします。

具体的には、同一顧客の担当年数の上限を5年とし、これに達した場合は、担当者を交代いたします。今後、該当する担当者を、2023年8月1日より段階的に交代させ、1年以内に5年を超えて同一顧客を担当している担当者がいない状態をつくります。

ウ 売上計上と請求書の発行の権限の分離

－売上計上担当者による虚偽申請機会の排除－

売上を確定する営業担当者と、その確定情報に基づき請求書を作成・発行する別部門の非営業担当者とを分離することにより、虚偽の売上情報、請求情報の登録を牽制いたします。

また、請求書発行に関するルールの例外措置を要する場合にはその審査を厳格に行うこととし、虚偽の売上情報、請求情報が生じないことを確認するプロセスを設けます。上記のプロセスは2023年1月より既に運用を開始しております。

(2) 不正リスクを十分に念頭においた購買業務プロセスにおける内部統制の再構築

エ 新たな外注先審査の基準の策定と運用

－外注先の業種・業態や規模と当社からの委託業務の整合性の確認－

当社が新規に外注取引を開始する際の審査基準を見直し、当社が多く取引を行う小規模事業者、個人事業主についても審査の有効性が高まるものを策定し、2023年8月1日より運用いたします。

初回の取引にあたって、管理部門において従来実施していた外注先のホームページや法人番号等の確認に加え、委託する業務の実績資料等の提供を求め、外注先の業種・業態や規模と当社が委託しようとする業務の内容や規模との整合性を確認することといたします。

オ 外注先への支払に関する承認プロセスの厳格化

－外注先への支払に関する妥当性確認の強化と厳格な運用－

外注先に対する支払を申請するプロセスにおいて、当社が納品を受けた成果物の提出・確認を義務づけ、支払の内容と成果物との関係の妥当性の確認手続きを強化いたします。妥当性の確認にあたっては、支払申請の内容と外注先より提示された請求書との突合に加え、成果物と案件との関連性、成果物の実在性、金額の妥当性を確認した上で承認がなされることを2023年9月末日までに社内規程等に明記し、同年10月1日からこれを厳格に運用いたします。

役務提供の委託等、有形の成果物がない外注に関する支払においては、作業報告書等により役務の実在性や金額の妥当性を確認した上で承認することとし、これを厳格に運用いたします。

カ 外注先に応じた取引上限額の設定

－外注先の取引額の検証とシステムの導入－

当社外注先には小規模事業者も少なくないことから、外注先の規模に応じた取引内容であることを担保する仕組みとして、購買取引における上限額を外注先毎に設け、これを超えないよう、システム的な制御の導入を進めてまいります。

これにあたり、システム導入前においては、2023年7月1日から、定期的に、外注先毎の発注回数、発注額をとりまとめ、各外注先の規模に対して過大な発注が行われている可能性の有無を検証いたします。過大な発注が行われている可能性があると判断した場合には、当社の発注先選定について発注内容の適切化を図る役割を担う部門により、その内容および妥当性の確認をいたします。これらの統制プロセスの運用により、外注先に対する発注

内容と規模を勘案した外注の適切性を担保するとともに、有効なシステムの仕様を検討し、2024年7月1日までにシステム化を実施いたします。

(3) 不正リスクを十分に念頭においた第1.5線としての統制の構築

キ 第1.5線として業務プロセスの統制を行う組織の設置

－上長による承認を補完する機能と承認権限を持つ組織による業務プロセスの適切性の確認－

各部門の上長による統制に加え、より横断的かつ強い権限をもつ業務プロセスのチェックポイントとしての機能を持つ組織を設置し、業務の適切性を担保する機能を強化いたします。なお、この、組織横断的にチェック機能を果たす組織については、2023年1月に設置をしており、販売および購買のプロセスにおけるチェック機能の強化を担い、活動を開始しております。

(4) 出向社員に関するガイドラインの作成とその遵守

ク 出向者の責任および出向者管理の明確化

－出向者の責任と出向者管理の明文化と出向者との取引のモニタリングの明確化－

他社に出向する社員が出向先において当社社員として遵守すべき行動規範を示すガイドラインを2023年8月末日までに作成し、定期的に教育研修を実施いたします。第1回目の研修は同年9月末日までに実施する予定です。また、当社社員が出向した後に、当該社員と当社との取引を、重点的な内部統制監査の対象と位置付けることとし、継続的にモニタリングすることといたします。

2. 第2線・第3線における統制の強化

(1) 経理部門の人員増強とモニタリング機能の強化

ケ 未入金、未請求、長期仕掛品の管理方法の改善

－未入金、未請求、長期仕掛品の確認に関する手続きの改善と経理担当者の関与の強化－
経理部門による現在の未入金、未請求、長期仕掛品の管理方法を、不正リスクの観点からより有効な手続きへ2023年8月1日より改善いたします。具体的には、現在、未入金・未請求については、月次で対象案件のリストを作成し、各案件の営業担当者およびその上長に、未入金・未請求となっている理由および、この状態を解消できる時期について確認を行っております。今後これに加え、未入金・未請求の状態が長く解消されない案件（2カ月続けて対象案件となった場合）については、経理担当者が顧客に直接ヒアリングを行うという手続きを明確化し、実施いたします。

長期の仕掛品については、現在においても仕掛期間が受注当初の予定よりも長期化する場合においては、経理担当者がその理由を確認することとしておりますが、今後は長期化が繰り返される場合には、経理担当者が顧客に直接ヒアリングを行うという手続きを明確化し、実施いたします。

コ 経理部門の組織および人員体制の検証と強化

－経理部門の担当業務の検証と効率化および組織体制の見直し－

経理部門の担当業務について、その範囲と効率性を検証し、必要な人員の増強を図ります。具体的には、経理部門における業務プロセスを点検し、不足する点、非効率な点を洗い出し、整理を行った上で、適正な人員配置をいたします。また、プロセスの一部については、第1.5線たる組織との分担を検討し、経理部門の機能が十分に発揮される体制を2023年9月末日までに構築いたします。

(2) 内部監査室員の人員増強等、発見統制としての内部監査の充実化

サ 発見統制の検証と強化

－内部統制（J-SOX）監査における発見統制の検証と改善－

当社の業務プロセスを、不正リスクを勘案した視点で再検証し、強化してまいります。とりわけ、内部統制（J-SOX）監査における、販売プロセスおよび購買プロセスについては、すべてのサブプロセスについて不正リスクの識別が十分になされているか、および十分な発見統制が構築されているかを2023年8月1日までに点検し、その結果に基づきプロセスの改善・強化を図ります。

シ 内部監査（業務監査および内部統制（J-SOX）監査）の充実

－内部監査範囲の拡充とそのための体制の見直し－

内部監査における業務監査について、各期の内部監査計画の立案にあたり、2023年7月1日より監査対象の範囲の決定とリスク評価の方法を再検証するとともに、各期における監査範囲の拡充を図ります。その上で、業務監査、内部統制（J-SOX）監査の適正な監査頻度と要員の再検討を行い、発見統制としての内部監査体制の充実化と組織の見直しを図ります。

ス 定期的な社内アンケートの実施

－会計処理に関する誤謬や不正に関する社員の気づきや兆候情報の積極的な収集－

会計処理に関する誤謬や不正の事実や兆候の早期の発見のため、従来の内部通報制度の運用において、これまで以上に制度の有効性を高めるため、不正を感知した場合のみではなく、不正の兆候を感じたときにも活用すべき制度であることを周知するとともに、定期的なアンケートを実施し、日頃の業務の中で、疑問に思うこと、不思議に感じること等、社員の小さな気づきについて、より積極的な情報収集を行います。初回のアンケートを2023年12月末日までに実施し、それ以降半期に一度の頻度で実施いたします。

3. 全従業員の意識改革

(1) 多様性・クリエイティビティとコンプライアンス・内部統制推進との両立に向けた全社員対象の取組みの継続的な実施

セ 対話型コミュニケーションによる経営層からのメッセージの浸透

－経営陣による社員の受け止めや意見の収集と全社的な理解度の深まりの確認－

内部統制強化やコンプライアンスを重視する当社の会社方針、行動規範の理解や浸透度を高めるため、2023年7月1日より、一方向的な伝達型のメッセージの発信にとどまらず、上長や経営陣との対話が可能な形式での情報発信と対話を行ってまいります。

重要な方針やメッセージについては、各部門において、少人数単位の場を設けて、経営会議のメンバーが直接説明をすることを基本とし、その場での質問事項や社員の受け止めを、経営会議メンバーが経営会議に報告し、全社レベルでの意識の浸透度について、経営陣が把握し、継続的な改善を図るための環境をつくります。

(2) コンプライアンスに抵触する事案に対する適切な対処と説明

ソ コンプライアンス違反に対する厳正な対処

－当社規程に定める懲戒制度の厳格な運用とこれを適用した事案の十分な説明－

社内においてコンプライアンスに抵触する事案が生じた際には、従来から当社の規程・ルールに則り厳正に対処や処分を行っておりますが、2023年7月1日より不適切な事案の態様を全社員が理解できるような説明を、対話型のコミュニケーションをもって行うことにより、コンプライアンスの遵守のために求められること、行ってはいけないことを具体的に理解できる環境をつくります。

4. 経営陣・取締役会の意識改善と取締役会によるガバナンスの強化

- (1) 本件不適切会計処理および過去より複数回の不適切会計処理が発生した原因についての取締役会での徹底的な議論と社外役員主導による役員責任の明確化

タ 再発防止策の確実な実施と結果の検証

過去より複数回にわたり不適切会計処理が発生した原因について、取締役会において時間をかけて徹底的な議論を行い、本再発防止策を立案いたしました。今後は、取締役会が責任をもって、本再発防止策の確実な実施と、その実効性の検証を行い、内部統制およびガバナンスを強化するとともに、その継続的な向上を図ってまいります。

チ 役員責任の明確化

現在、社外役員全員により構成される役員責任問題検討委員会を設置の上、同委員会に役員に関する評価を諮問しております。加えて、外部の専門家にもご助言をいただくこととしております。その結果をうけ、取締役会にて決定の後、6月中旬を目途に公表する予定です。

- (2) 社外役員による取締役会のガバナンス機能の強化に向けた取締役会の運営方法の見直しおよびガバナンスの検証機能の強化等

ツ 会議進行におけるガバナンス機能の強化

－経営者と司会役の分離－

当社は、取締役会の会議運営において代表取締役が議長を務めることとしておりますが、新たに、2023年7月1日より司会役を設置し、代表取締役と会議の進行役を分離することにより、代表取締役の意向に傾斜した会議進行を防止し、ガバナンス機能を確保いたします。

テ 取締役会における経営体制に関するオープンな協議の実施

－経営体制に関するオープンな協議プロセスの拡充－

当社は、毎期の経営体制について、経営会議において議案の作成に関する事前の協議を行い、取締役会に諮り決定してまいりましたが、今後は、当社の経営体制等、ガバナンス上の課題について社外役員の意見聴取の機会を増やすため、取締役会における協議の機会を増やすことといたします。また、指名委員会、報酬委員会等の新たなガバナンス体制の導入について検討を開始し、2023年12月末日までに方針を決定いたします。

ト 社外役員の監督機能の強化

－議案情報の事前共有の機会と役員相互の交流機会の充実－

社外役員の知見に基づく客観的な意見をこれまで以上に多く取り入れるため、取締役会の準備の段階での情報提供の充実を図ります。従来から取締役会の重要な議案については事前に全役員に説明をしておりましたが、2023年7月1日より事前説明の情報を充実させ、その内容に関する理解の深度を増すとともに、議案についての取締役間での協議の機会を増やします。

また、取締役会以外にも社内外の役員相互の交流や意見交換の機会を増やすことにより、取締役会の場においても、より率直な意見交換が可能になる土壌をつくります。

ナ 取締役会の実効性評価の実施

－取締役会の実効性評価の実施と評価結果の公表－

毎期の取締役会の実効性評価の実施およびその結果の公表を2023年9月末日までに取締役会規程に明記の上、取締役会の実効性評価を2024年第1四半期から実施することにより取締役会のガバナンス機能の向上に努めます。

(3) 最高財務責任者の選任

ニ 最高財務責任者の早期の選任と職務環境の充実

－最高財務責任者の選任、補助体制の確保、継続的なスキルの向上の支援－

最高財務責任者を2023年7月末日までに選任し、最高財務責任者が職務を遂行するために必要な社内外の補助体制を確保するとともに、体制の有効性を定期的に評価いたします。また、選任後も必要に応じ、最高財務責任者としてのスキルの維持・向上のため、継続的に教育機会を設けてまいります

(4) 再発防止に向けた取締役会における不正リスクを十分に考慮した議論の継続および責任ある実行管理

ヌ 再発防止に向けた取締役会における徹底した議論

－不正リスクを十分に考慮した議論の継続－

取締役会では、不適切な会計処理の再発防止のため、不正リスク（不正が故意に行われるリスク）を重視した議論を重ね、本再発防止策を策定いたしました。今後も、個々の施策の具体的内容の精緻化にあたり、不正リスクを十分に考慮して議論を行い、決定してまいります。

ネ 取締役会における責任ある実行管理

－再発防止策の実施の管理と実効性の評価－

取締役会による本再発防止策の実行管理においては、施策の実施状況にとどまらず、その実効性の評価を実施いたします。また、本再発防止策の進捗状況は、適宜、経過を開示いたします。

当社は、これらの再発防止策を、当社の内部統制およびコンプライアンス強化のための最重要事項と位置付け、取締役会が主導する体制で実施してまいります。また、これを通じて、全社員にコンプライアンスに対するより深い理解と意識を浸透させ、コンプライアンスを逸脱した行動が生じない体制を構築してまいります。

以 上